

海岸地区まちぢから協議会 設立趣意書

(新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景)

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

(茅ヶ崎市の取り組み経緯)

このような状況下、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例において、自治の基本理念を規定(第4条)するとともに、第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示した。

この自治基本条例の理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域のまちづくりに活かそうと、市が提案したものが新たな地域コミュニティの取り組みである。

【茅ヶ崎市自治基本条例抜粋】

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治とは、主権を有する市民の総意と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治とは、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治とは、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

(海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由)

多くの方に愛されている海を大切にし、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

(海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的)

(1) 協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

(2) まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

(3) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(4) 地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

(5) 地域住民の生きがいづくり、自己実現の場を創出する

地域活動のきっかけとして気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘するとともに、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにする。

平成28年3月27日

設立発起人

「海岸地区まちぢから協議会」立ち上げ準備会

会 長	島田	俊夫
副会長	眞野	宗直
副会長	神藤	順教
会 計	松浦	功
監 事	林	正明
監 事	渡辺	功
	鈴鹿	隆司
	白井	愛子
	今泉	勲
	日下	英彦
	山田	敏夫
	加藤	大嗣